



平成の民法大改正の留意点

制定以来120年ぶりとなる民法の大改正が行われます。

知らなかったでは済まされない! 実務に与える大きな影響!

経営者が押さえるべきポイントを丁寧に分かり易く説明します!

seminar schedule

1 民法の概要と改正の趣旨

- ・「民法」とは
- ・120年ぶりの大改正 その趣旨
- ・改正民法の施行時期

2 企業実務への影響が大きい改正点

- ・個人保証の制限・第三者が保証人になるには公正証書が必要である。
- ・通常商取引の消滅時効の統一(5年)、短期消滅時効は全て廃止。
- ・売買された物に瑕疵があった場合の売主の責任に関するルールの変更
売り主の瑕疵の有無ではなく、契約の内容に適合しているかが基準となる。
- ・不動産賃貸業に影響を及ぼす諸改正・借主の連帯保証人の保証債務を
ルール化し定めないとその契約は無効となる。
- ・請負報酬の請求及び請負人が負う責任に関するルールの変更・請負は
施工割合に応じた報酬を請求が可能、注文者との関係は瑕疵の有無では
無く契約内容に適合しているか否かが問われる。
追完請求、報酬減額請求、損害補償請求、契約解除など注文者の救済
手段が拡充された。
- ・その他の重要改正項目



講師

弁護士法人あさひ法律事務所
弁護士 樋詰 哲朗

日 時	平成29年 8月 25日 (金) 13:30 ~ 15:00
場 所	マネジメントコンサルティングファーム 金沢市米泉町10丁目48-1
参 加 費	3,000円 (税込)
定 員	20名(先着順) 締 切 日 8月 21日 (月)
対 象 者	企業経営者、経営幹部 及び 保証人、債権者、不動産業関連

【お問い合わせ先】

担当: 八子(やこ)

T E L 076 - 243 - 2762

H P <http://keiei-management.com> メールアドレス yamasyotyou@tkcnf.or.jp

【お申込み欄】

税理士法人 マネジメント 行

FAX番号: 076 - 241 - 2460

会社名			
住所	〒		
参加者名 (役職)	()		
	()		
電話番号		FAX	

今後、弊社セミナーのご案内が不要でしたら、お手数ですが不要の旨記載の上、ご返信ください。